

日司連事発第9号
平成21年4月9日

司法書士会会長 殿

日本司法書士会連合会
事務局長 歌 田 公 範

商業登記規則第101条第1項の規定による登記所の指定について（お知らせ）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、別添のとおり、平成21年4月8日付官報第5047号（法務省告示第150号）において、下記の登記所が商業登記規則第101条第1項の規定による登記所に指定されましたので、お知らせいたします。

なお、オンライン申請が可能となる以前から商業登記の事務を取り扱っていなかった登記所につきましては、商業登記規則第101条第1項の規定（他の省令において準用する場合を含む。）による法務大臣の指定がされておりましたが、今回の法務省告示により当該登記所においても法務大臣の指定がされ、オンラインによる登記事項証明書交付請求にかかる窓口受領ができることとなりますので、念のため申し添えます。

記

<指定の効力が生ずる日：平成21年4月20日>

札幌法務局北出張所	名古屋法務局熱田出張所
札幌法務局白石出張所	大阪法務局北出張所
札幌法務局西出張所	大阪法務局天王寺出張所
札幌法務局南出張所	大阪法務局東住吉出張所
横浜地方法務局青葉出張所	大阪法務局枚岡出張所
横浜地方法務局旭出張所	京都地方法務局嵯峨出張所
横浜地方法務局麻生出張所	京都地方法務局伏見出張所
横浜地方法務局神奈川出張所	神戸地方法務局北出張所
横浜地方法務局金沢出張所	神戸地方法務局須磨出張所
横浜地方法務局港北出張所	神戸地方法務局東神戸出張所
横浜地方法務局栄出張所	福岡法務局西新出張所
横浜地方法務局戸塚出張所	福岡法務局箱崎出張所
さいたま地方法務局大宮支局	大分地方法務局鶴崎出張所
千葉地方法務局千葉東出張所	熊本地方法務局熊本南出張所